臨床研究に係る経費に関する規定

一般財団法人平成紫川会 小倉記念病院

【臨床研究に係る経費】

- I. 直接経費・・・研究に必要な直接的・管理的経費、審査費用
 - (1)審査費用
 - ○1研究につき200,000円(税別)
 - (2)臨床研究費
 - ○依頼者と担当診療科との協議の上、決定する
 - (3)試験薬·試験機器管理費
 - ○特に管理が必要な場合、依頼者との協議の上、決定する
- Ⅲ. 間接経費・・・技術料、施設使用料、委員会事務局等の費用○Ⅰ. 直接経費×30%
- Ⅲ. 臨床研究導入経費・・・導入時に必要な準備、相談に係る経費○1研究につき 100,000 円(税別)
- Ⅳ. 研究資料保管経費・・・研究終了後に生じる資料保管に係る経費
 - ○1研究につき 150,000 円 (税別) ※ただし、保存期間が 15 年を超える場合は、1 年毎に 10,000 円を加算する
- V. 原資料閲覧経費・・・SDV・モニタリング・監査等に必要な経費
 - 1) SDV・モニタリングの場合
 - ○1研究1日につき10,000円(税別)
 - 2) 監査等の場合
 - ○原則、1研究1日につき100,000円(税別)
- 注)上記について、変更の必要がある場合は、適宜協議し決定する。 掛かる消費税(支払い時の消費税率に従う。)は、別途徴収する。